

計 画 書 (案)

阪神間都市計画防火の施設の変更（西宮市決定）

都市計画防火の施設中 1 号甲子園口水槽、2 号南昭和水槽、3 号二葉水槽、4 号西福水槽、5 号安井水槽、6 号六湛寺水槽、7 号池田水槽、8 号甲東園水槽、9 号熊野水槽、10 号馬場水槽、11 号森下水槽、12 号二見水槽及び 13 号小松水槽を廃止する。

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書 (案)

本施設は、市内の密集市街地における防災性の向上を図るため、昭和 27 年から昭和 29 年に防火水槽として都市計画決定したものであるが、現在は、消防法等に基づき、一定の開発規模に応じて消火栓等の整備が進められたことで、都市計画決定された防火水槽に代わる施設が確保されている。

また、本施設は、設置から 67 年が経過しているため老朽化が著しく、防火水槽としての継続的な利用が困難な状態であり、公道下に設置されているものは崩落等による重大事故発生の危険性が危惧される状況である。

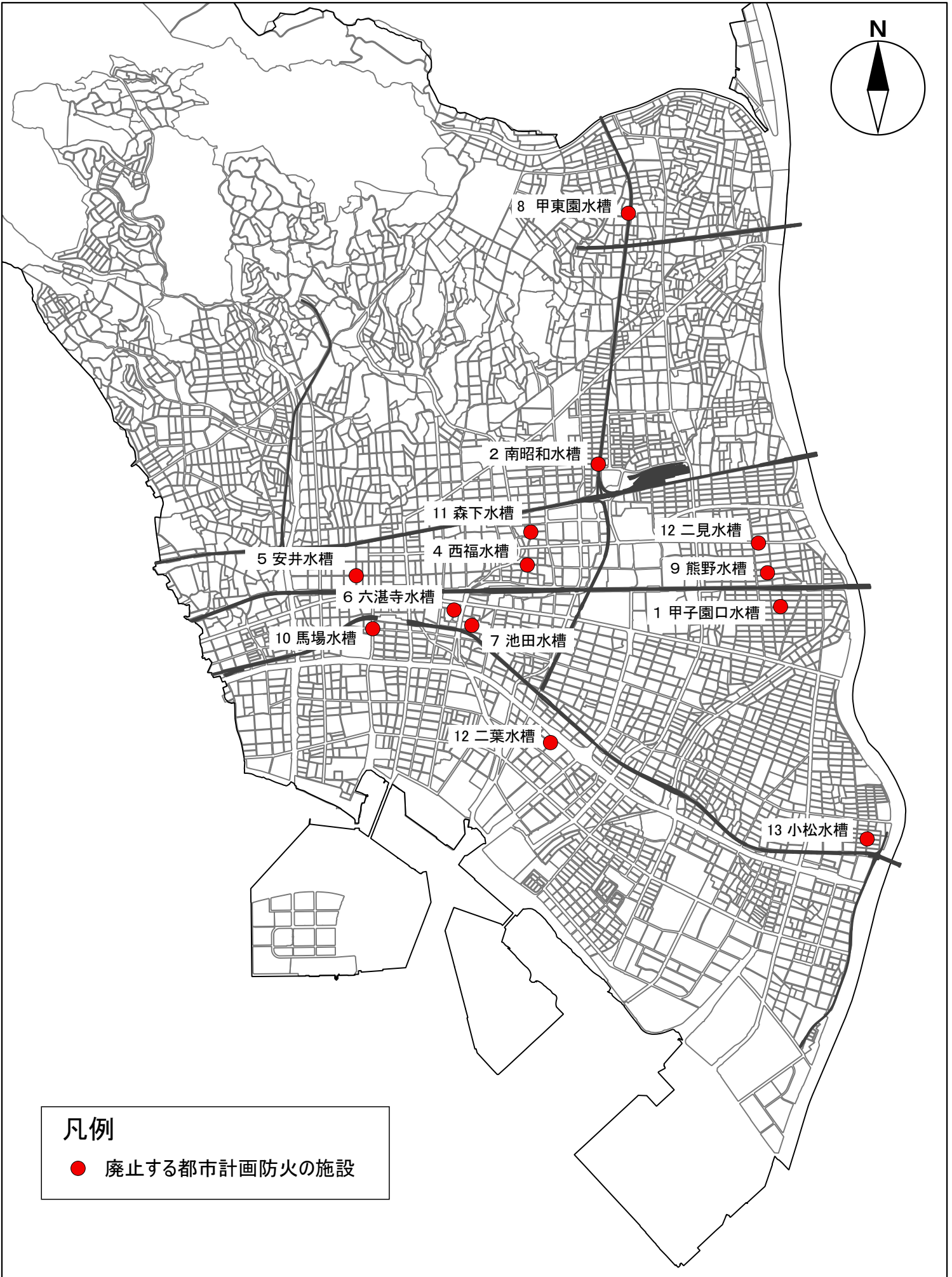
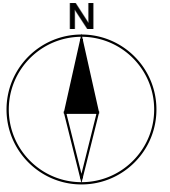
以上のことから、阪神間都市計画防火の施設を廃止するものである。

変 更 前 後 対 照 表 (案)

変更	名称		位置	容量	面積	備考
	番号	施設名				
変更前	1	甲子園口水槽	甲子園口 3 丁目 172	47.08 m ³	12.6 m ²	
変更後						
変更前	2	南昭和水槽	南昭和町 87	47.08 m ³	12.6 m ²	
変更後						
変更前	3	二葉水槽	今津二葉町 120	47.08 m ³	12.6 m ²	
変更後						
変更前	4	西福水槽	西福町 45	47.08 m ³	12.6 m ²	
変更後						
変更前	5	安井水槽	安井町 3	47.08 m ³	12.6 m ²	
変更後						
変更前	6	六湛寺水槽	六湛寺町 101	40.6 m ³	12.6 m ²	
変更後						
変更前	7	池田水槽	池田町 95	40.6 m ³	12.6 m ²	
変更後						
変更前	8	甲東園水槽	甲東園 3 丁目 20	40.6 m ³	12.6 m ²	
変更後						
変更前	9	熊野水槽	熊野町 28	40.6 m ³	12.6 m ²	
変更後						
変更前	10	馬場水槽	馬場町 35	40.6 m ³	12.6 m ²	
変更後						
変更前	11	森下水槽	森下町 38	40.6 m ³	12.6 m ²	
変更後						
変更前	12	二見水槽	二見町 16	40.6 m ³	12.6 m ²	
変更後						
変更前	13	小松水槽	鳴尾町小松字東台 35	40.6 m ³	12.6 m ²	
変更後						

位置図 (案)

S=1:40000



凡例

● 廃止する都市計画防火の施設